

県民まちなみ緑化事業（第5期）「高質な都市緑化」認定基準（検討案）

次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合に、「高質な都市緑化」と認定し、拡充した補助率及び補助限度額を適用する。

(1) 事業実施箇所が市街化区域又は人口集中地区に存する

(2) 緑化計画等について下記の基準に基づき評価したときに、合計得点が右記以上

【一般緑化】：15点 / 【ひろばの芝生化】：10点 / 【建築物の屋上緑化】（樹木による緑化に限る）：10点

評価基準（案）

| カテゴリー | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 関連性の高い効果 | | | | | | | | 備考（運用等） |
|--------------------|--------------------|--|----|----------|-------------|--------------|-------|-------------|------------------|-----------------|-------------|---|
| | | | | 暑さ対策 | 二酸化炭素 低減 | まちなみ 景観向上 | 防災・減災 | 生物多様性 確保 | Well-being 向上 | にぎれ創出・ 地域活性化 | 都心の 魅力向上 | |
| 1 緑化計画 | ① 緑地の広さ | 緑化面積が下記の範囲 一般緑化 600m ² 以上 注) プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化 1,800m ² 以上 建築物の屋上緑化 200m ² 以上 | 5 | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| | | 緑化面積が下記の範囲 一般緑化 400m ² 以上 600m ² 未満 注) プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化 1,200m ² 以上 1,800m ² 未満 建築物の屋上緑化 100m ² 以上 200m ² 未満 | 3 | | | | | | | | | |
| | ② 高木による 緑化 | 高木（外来種は除く）を計10本以上植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 高木（外来種は除く）を計5本以上10本未満植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない | 3 | | | | | | | | | |
| | ③ 緑地の 階層構造 | 緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の2層がある 注) プランター内の階層構造は含まない | 5 | | | ○ | | ○ | | | | 「その下部又は近辺に」… ・高木の樹幹から概ね2m以内の範囲とし、この範囲に中低木層・草本層が一部でも含まれていれば可とする。 |
| | | 緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか1層がある 注) プランター内の階層構造は含まない | 3 | | | | | ○ | | | | |
| | ④ 沿道緑化 | 主要な接道部（※1）の沿道緑化率（※2）が75%以上 ※1 主要な接道部… 車両等の出入口の部分を除いた延長が10m以上の道路境界 ※2 沿道緑化率… 高木又は中低木（プランター植樹は除く）による接道部緑化長さ／接道部長さ | 5 | | | ○ | ○ | | | | ○ | ・角地等で「主要な接道部」が複数ある場合は、いずれか一つが基準を満たせば可。 ・葉と葉が触れ合う程度の間隔（高木は成長時の姿を想定）で植樹される樹木は、連続した緑地として取り扱う。 |
| | | 主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満 | 3 | | | | | | | | | |
| | ⑤ 緑陰による 暑さ対策 | 夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける | 5 | ○ | | | | | | | | |
| 2 緑化場所 | ① 都市中心部 の緑化 | 緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である | 5 | | | | | | | | ○ | |
| | ② 空き地の 利活用 | 100m ² 以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地… 宅地化された土地又それに近接する土地で、現に利用されていない土地 | 5 | | | | | | | ○ | | |
| | ③ 既存建築物 の緑化 | 既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する | 5 | ○ | | | | | | | | |
| | ④ 地表面 の状態 | 緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である | 5 | | | | | | | | | |
| | | 緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である | 3 | ○ | | | ○ | | | | | |
| 3 緑化空間の 公開性等 | ① 公開性 | 緑化空間に不特定多数の県民が自由に入り可能である | 3 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 「不特定多数の県民が自由に入り可能」… ・管理者等の承諾を受けなくとも入りできるものを対象とする。 ・管理上の理由等により夜間や休日に施錠することは可。 |
| | ② 安らげる 空間整備 | 3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する | 2 | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | ③ 運動できる 空間整備 | 3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。 | 2 | | | | | | ○ | ○ | ○ | |